

地域デザイン会議の試行に関する要綱

〔 令和 3 年 1 1 月 1 日 決 裁
3 川 市 区 推 第 6 9 8 号 〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、川崎市自治基本条例（平成 1 6 年川崎市条例第 6 0 号）第 2 2 条第 1 項及び「区における行政への参加の考え方（令和 3 年 5 月策定）」に基づき、より多くの区民の参加機会の拡充を図るとともに、多様な市民意見を聴取し地域課題の解決につなげていくことを目的として、これまでの区民会議に替わる新しい参加の場として、それぞれの区に地域デザイン会議を設け、区役所における試行実施に関し、必要な事項を定める。

（名称）

第 2 条 地域デザイン会議の名称は、その区の名称を冠するものとする。

（試行実施）

第 3 条 試行実施に当たっては、取組の方向性として、次に掲げる事項に留意することとする。

- （１）多くの区民が関心を持ち、参加しやすい機会を創出すること
- （２）議題等に応じて、弾力的かつ柔軟に運用すること
- （３）地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進すること

（議題等の選定）

第 4 条 議題等は、区役所が業務等を通じて把握している課題や、地域で活動している個人・団体が把握している課題であって、区民の参加と協働による課題解決に向けた取組を進める必要があるもののうちから、地域の実情等を考慮して適切に選定するものとする。

(謝礼金)

第5条 参加者への謝礼金は、支払わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 学識経験者などの有識者から意見を求める場合
- (2) 無作為抽出により市民参加を求める場合
- (3) その他、区長が認める場合

2 前項各号に掲げる場合の謝礼の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号による場合は、川崎市職員研修講師謝礼支払基準（20川総研第491号市長決裁）を適用する。
- (2) 前項第2号及び第3号による場合は、市長が別に定める。

(実施結果)

第6条 地域デザイン会議の実施結果は、次に掲げる事項に留意し、課題解決の取組につなげるものとする。

- (1) 多様な主体との連携又は協働による解決を目指すもの
- (2) 市・区の事業として市民参加によって解決を目指すもの
- (3) 地域の自主的な取組による解決を目指すもの

2 前項第1号（市・区との連携又は協働による解決を目指すものに限る。）及び第2号の事項は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号）第10条及び第11条に基づき、局区間の協議・調整等を適切に行うなど、課題解決の取組につなげるものとする。

(区長の役割)

第7条 区長は、地域デザイン会議の適正かつ円滑な運営を図り、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

(庶務)

第 8 条 地域デザイン会議に関する庶務は、区役所において処理するものとする。

(その他必要な事項)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、地域デザイン会議の運営に関する事項は、区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。